

◎厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第一百七十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 九十四（略）</p> <p>九十五 船員保険事業に関すること。</p> <p>九十六 百十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（任務）</p> <p>第二十七条 社会保険庁は、全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業のうち健康保険法及び船員保険法の規定により社会保険庁長官が行う業務に関する部分、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業並びに児童手当事業のうち拠出金の徴収に関する部分を適正に運営することを任務とする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第二十八条 社会保険庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第七十四号（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金の徴収に関する部分に限る。）に掲げる事務、同項第九十四号及び第九十五号に掲げる事務（全国健康保険協会が管掌するもの</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 九十四（略）</p> <p>九十五 政府が管掌する船員保険事業に関すること。</p> <p>九十六 百十一（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（任務）</p> <p>第二十七条 社会保険庁は、全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業のうち健康保険法の規定により社会保険庁長官が行う業務に関する部分、政府が管掌する船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業並びに児童手当事業のうち拠出金の徴収に関する部分を適正に運営することを任務とする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第二十八条 社会保険庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第七十四号（児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金の徴収に関する部分に限る。）に掲げる事務、同項第九十四号（全国健康保険協会が管掌するもの）のうち健康保険法の規定により</p>

うち健康保険法又は船員保険法の規定により社会保険庁長官が行う部分に限る。）、第九十八号及び第九十九号に掲げる事業の実施に関する事務並びに同項第百二号及び第百九号から第百十一号までに掲げる事務をつかさどる。

社会保険庁長官が行う部分に限る。）に掲げる事務、第九十五号、第九十八号及び第九十九号に掲げる事業（政府が管掌するものに限る。）の実施に関する事務並びに同項第百二号及び第百九号から第百十一号までに掲げる事務をつかさどる。

◎健康増進法（平成十四年法律第百三三号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第百十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第六条 この法律において「健康増進事業実施者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定により健康増進事業を行う<u>全国健康保険協会</u></p> <p>三〇九 （略）</p> <p>十 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定により健康増進事業を行う<u>全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合</u></p> <p>十一〇十三 （略）</p>	<p>（定義） 第六条 この法律において「健康増進事業実施者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定により健康増進事業を行う<u>政府</u></p> <p>三〇九 （略）</p> <p>十 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定により健康増進事業を行う<u>全国健康保険協会、健康保険組合、政府、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合</u></p> <p>十一〇十三 （略）</p>

◎独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）（平成十九年四月施行）
 （附則第百十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十一条（略）</p> <p>2 前項第一号から第四号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業として行うものとする。</p> <p>附則</p> <p>（業務の特例） 第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定により機構が前二項に規定する業務を行う場合には、 第十一条第二項中「第四号まで」とあるのは「第四号まで及び附則第五 条第二項第一号」と、「雇用安定事業」とあるのは「雇用安定事業 又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号 ）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十二条第 一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五條第一項第一号 及び同条第二項第一号」と、第十三条第一号中「に掲げる業務及び」 とあるのは「及び附則第五條第二項第一号に掲げる業務並びに」と、</p>	<p>（業務の範囲） 第十一条（略）</p> <p>2 前項第一号から第四号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）は、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十四条の規定による雇用福祉事業として行うものとする。</p> <p>附則</p> <p>（業務の特例） 第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定により機構が前二項に規定する業務を行う場合には、 第十一条第二項中「第四号まで」とあるのは「第四号まで及び附則第 五条第二項第一号」と、第十二条第一項中「第六号」とあるのは「第 六号並びに附則第五條第一項第一号及び同条第二項第一号」と、第十 三条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五條第二 項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及び これに」とあるのは「及び附則第五條第一項第一号に掲げる業務並び にこれらに」と、第十四条第一項中「第十一条第一項」とあるのは「</p>

同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、第十四条第一項中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項及び附則第五条第二項」と、同条第二項及び第十五条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた前項」と、第十四条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた第一項」と、第十五条第一項中「第十一条第一号から第六号まで」とあるのは「第十一条第一項第一号から第六号まで並びに附則第五条第一項第一号及び同条第二項第一号」と、第十七条第一号及び第二十四条第二号中「第十二条第一項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた第十二条第一項」と、第十七条第二号及び第二十四条第三号中「第十四条第一項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた第十四条第一項」と、同条第一号中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項並びに附則第五条第一項及び第二項」とする。

第十一条第一項及び附則第五条第二項」と、同条第二項及び第十五条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた前項」と、第十四条第三項中「同項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた第一項」と、第十五条第一項中「第十一条第一項第一号から第六号まで」とあるのは「第十一条第一項第一号から第六号まで並びに附則第五条第一項第一号及び同条第二項第一号」と、第十七条第一号及び第二十四条第二号中「第十二条第一項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた第十二条第一項」と、第十七条第二号及び第二十四条第三号中「第十四条第一項」とあるのは「附則第五条第三項により読み替えられた第十四条第一項」と、第二十四条第一号中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項並びに附則第五条第一項及び第二項」とする。

◎独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第百二十条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（機構の目的） 第三条（略） 2 機構は、前項に規定するもののほか、厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。</p> <p>（業務の範囲） 第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 一〇 一（略） 十二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく年金たる給付の受給権者（第二十四条第一項において「厚生年金等受給権者」という。）に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。</p> <p>十三・十四（略） 二〇 二（略）</p> <p>附則</p>	<p>（機構の目的） 第三条（略） 2 機構は、前項に規定するもののほか、厚生年金保険制度、<u>船員保険制度</u>、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。</p> <p>（業務の範囲） 第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 一〇 一（略） 十二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、<u>船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）</u>又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく年金たる給付の受給権者（第二十四条第一項において「厚生年金等受給権者」という。）に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。</p> <p>十三・十四（略） 二〇 二（略）</p> <p>附則</p>

(業務の特例)

第五条の二 (略)

2・5 (略)

6 機構は、承継債権管理回収勘定において、毎事業年度、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、政令で定めるところにより、当該各号に定める金額を年金特別会計に納付しなければならない。

一・二 (略)

7・8 (略)

9 機構は、承継債権管理回収業務又は承継教育資金貸付けあつせん業務を終えたときは、それぞれ承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、それぞれの廃止の際承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定に属する資産及び負債を年金特別会計に帰属させるものとする。

10・13 (略)

14 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律第百十一条第七項の規定によるほか、第六項の規定による納付金は、年金特別会計の業務勘定の歳入とする。

15・16 (略)

(業務の特例)

第五条の二 (略)

2・5 (略)

6 機構は、承継債権管理回収勘定において、毎事業年度、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、政令で定めるところにより、当該各号に定める金額をそれぞれ年金特別会計及び船員保険特別会計に納付しなければならない。

一・二 (略)

7・8 (略)

9 機構は、承継債権管理回収業務又は承継教育資金貸付けあつせん業務を終えたときは、それぞれ承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、それぞれの廃止の際承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定に属する資産及び負債を年金特別会計及び船員保険特別会計に帰属させるものとする。

10・13 (略)

14 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律附則第百九十三条の規定によるほか、第六項の規定による納付金は、船員保険特別会計の歳入とする。

15・16 (略)

◎独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）（平成十九年四月施行）
 （附則第二百二十二条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十一条（略）</p> <p>2 前項に規定する業務は、厚生労働省令で定めるところにより、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業又は同法第六十三条の規定による能力開発事業として行うものとする。</p> <p>3 機構は、第一項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>一 勤労者財産形成促進法第九条第一項及び第十条の三に規定する業務を行うこと。</p> <p>二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>（削除）</p> <p>4 機構は、第一項及び前項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業</p>	<p>（業務の範囲） 第十一条（略）</p> <p>2 前項に規定する業務は、厚生労働省令で定めるところにより、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十二条の規定による雇用安定事業、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は同法第六十四条の規定による雇用福祉事業として行うものとする。</p> <p>3 機構は、第一項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第三十二条各号に掲げる業務を行うこと。</p> <p>二 勤労者財産形成促進法第八条の二各号に掲げる業務及び同法第十四条の三に規定する業務を行うこと。</p> <p>三 勤労者財産形成促進法第九条第一項各号及び第十条の三第一項各号に掲げる業務を行うこと。</p> <p>四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>4 前項に規定する業務は、厚生労働省令で定めるところにより、雇用保険法第六十四条の規定による雇用福祉事業として行うものとすることができる。</p> <p>5 機構は、第一項及び第三項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業</p>

務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、第一項第一号又は第七号に掲げる施設を利用して、公共職業能力開発施設を行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

5| (略)

(業務の委託)

第十二条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第三項第一号に掲げる業務の一部を金融機関に委託することができる。

2・3 (略)

(区分経理)

第十三条 機構は、第十一条第三項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(積立金の処分)

第十四条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条第一項、第三項及び第四項に規定する業務の財源に充てることができる。

業務が国の事務と密接な関連を有するものの委託を受けて、第一項第一号又は第七号に掲げる施設を利用して、公共職業能力開発施設を行う職業訓練に準ずる訓練の実施その他労働者の福祉を増進するため必要な業務を行うことができる。

6| (略)

(業務の委託)

第十二条 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、前条第三項第一号及び第三号に掲げる業務の一部を金融機関に委託することができる。

2・3 (略)

(区分経理)

第十三条 機構は、第十一条第三項第二号及び第三号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(積立金の処分)

第十四条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条第一項、第三項及び第五項に規定する業務の財源に充てることができる。

きる。

2～4 (略)

(借入金及び雇用・能力開発債券)

第十五条 機構は、第十一条第三項第一号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は雇用・能力開発債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 (略)

3 機構は、第十一条第三項第一号に掲げる業務に必要な費用に充てるため短期借入金をする場合には、通則法第四十五条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4～8 (略)

(協議)

第二十一条 (略)

2 厚生労働大臣は、第十一条第一項第四号に掲げる業務、同項に規定する業務のうち建設労働者の雇用の改善等に関する法律第十条の厚生労働省令で定める事業に係る業務又は第十一条第三項第一号に掲げる業務のうち勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務に関し、通則法第二十八条第一項の認可をしようとする場合には、国土交通大臣に協議しなければならない。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

きる。

2～4 (略)

(借入金及び雇用・能力開発債券)

第十五条 機構は、第十一条第三項第三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は雇用・能力開発債券（以下「債券」という。）を発行することができる。

2 (略)

3 機構は、第十一条第三項第三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため短期借入金をする場合には、通則法第四十五条第一項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4～8 (略)

(協議)

第二十一条 (略)

2 厚生労働大臣は、第十一条第一項第四号に掲げる業務、同項に規定する業務のうち建設労働者の雇用の改善等に関する法律第十条の厚生労働省令で定める事業に係る業務又は第十一条第三項第三号に掲げる業務のうち勤労者財産形成促進法第九条第一項各号及び第十条の第三項第二号に掲げる業務に関し、通則法第二十八条第一項の認可をしようとする場合には、国土交通大臣に協議しなければならない。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十一条第一項、第三項及び第四項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

附 則

(雇用・能力開発機構の解散等)

第三条 (略)

2～5 (略)

6 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次の各号に掲げる額の合計額は、政府から機構に出資されたものとする。

一 (略)

二 財形業務(第十一条第三項第二号及び第三号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。))並びに次条第一項第一号に掲げる業務をいう。第八項第二号、第九項第二号及び第十一項において同じ。

()の運営上の必要性を勘案して厚生労働省令で定める金額

三 宿舍等業務(次条第一項第二号、第三号、第十号及び第十二号に掲げる業務をいう。以下この条において同じ。)に係る承継資産のうち厚生労働省令で定めるものの価額の合計額

四 (略)

7 (略)

8 前二項の規定により政府及び地方公共団体から機構に出資されたものとされた金額は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める勘定に属する資本金として整理するものとする。

一 第六項第一号に掲げる額及び前項の規定により地方公共団体から機構に出資されたものとされた額の合計額 一般勘定(次条第六項

二 第十一条第一項、第三項及び第五項に規定する業務以外の業務を行ったとき。

附 則

(雇用・能力開発機構の解散等)

第三条 (略)

2～5 (略)

6 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次の各号に掲げる額の合計額は、政府から機構に出資されたものとする。

一 (略)

二 財形業務(第十一条第三項第二号及び第三号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。))並びに次条第一項第一号に掲げる業務をいう。以下同じ。)の運営上の必要性を勘案して厚生労働省令で定める金額

定める金額

三 宿舍等業務(次条第一項第二号、第三号、第十号及び第十二号に掲げる業務をいう。以下同じ。)に係る承継資産のうち厚生労働省令で定めるものの価額の合計額

四 (略)

7 (略)

8 前二項の規定により政府及び地方公共団体から機構に出資されたものとされた金額は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める勘定に属する資本金として整理するものとする。

一 第六項第一号に掲げる額及び前項の規定により地方公共団体から機構に出資されたものとされた額の合計額 一般勘定(次条第六項

の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定以外の一般の勘定をいう。第九項第一号及び第十項において同じ。）

二 第六項第二号に掲げる金額 財形勘定（次条第六項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち財形業務に係るものをいう。第九項第二号及び第十一項において同じ。）

三 第六項第三号に掲げる金額 宿舍等勘定（次条第六項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち宿舍等業務に係るものをいう。以下この条において同じ。）

四 (略)

9～11 (略)

12 機構は、財形勘定（次条第九項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち財形業務（第十一条第三項に規定する業務並びに次条第一項第一号及び第二項第四号から第八号までに掲げる業務をいう。）に係るものをいう。以下この項において同じ。）において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該利益に相当する額を限度として厚生労働大臣の承認を受けた額を財形勘定から一般勘定（同条第九項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定以外の一般の勘定をいう。）に繰り入れることができる。ただし、当該繰入れの累計額は、厚生労働省令で定める額を超えることができない。

13～16 (略)

(業務の特例等)

第四条 機構は、第十一条第一項、第三項及び第四項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 当分の間、勤労者財産形成促進法附則第二条に規定する業務を行

の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定以外の一般の勘定をいう。以下同じ。）

二 第六項第二号に掲げる金額 財形勘定（次条第六項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち財形業務に係るものをいう。以下同じ。）

三 第六項第三号に掲げる金額 宿舍等勘定（次条第六項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち宿舍等業務に係るものをいう。以下同じ。）

四 (略)

9～11 (略)

12 機構は、財形勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該利益に相当する額を限度として厚生労働大臣の承認を受けた額を財形勘定から一般勘定に繰り入れることができる。ただし、当該繰入れの累計額は、厚生労働省令で定める額を超えることができない。

13～16 (略)

(業務の特例等)

第四条 機構は、第十一条第一項、第三項及び第五項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 当分の間、附則第二十二条の規定による改正後の勤労者財産形成

うこと。

二〇五 (略)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

六 平成二十四年三月三十一日までの間、附則第三十二条の規定による改正後の沖繩振興特別措置法第八十一条各号に掲げる業務を行う

促進法附則第二条第二項に規定する業務を行うこと。

二〇五 (略)

六 平成十六年三月一日前に開始された旧法第十九条第一項第二号の身元保証に関する業務が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うこと。

七 平成十六年三月一日前に開始された附則第三十二条の規定による改正前の沖繩振興特別措置法第八十一条第一項第一号に掲げる業務が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うこと。

八 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条による改正前の駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）第十八条第一項に規定する業務が終了するまでの間、当該業務を行うこと。

九 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる附則第三十四条の規定による改正後の旧炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）第二十三条第一項第二号から第九号までに掲げる業務が終了するまでの間、当該業務を行うこと。

十 前条第一項の規定により機構が旧機構から承継した株式（旧法附則第十一条第一項の規定による出資に基づいて旧機構が取得した株式に限る。）の処分を行うこと。

十一 平成二十四年三月三十一日までの間、附則第三十二条の規定による改正後の沖繩振興特別措置法第八十一条各号に掲げる業務を行

らう。

(削除)

2 機構は、第十一条第一項、第三項及び第四項並びに前項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号

附則第六条第一項第二号に掲げる事業が終了するまでの間、当該事業(これに附帯する事業を含む。)を行うこと。

二 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第二百五条の規定による改正前の中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(以下「旧中小企業労働力確保法」という。) 第七条第一項第一号に掲げる事業(同号の助成の事業であつて、平成十九年四月一日前に当該助成を受けることができることとなつた認定組合等(旧中小企業労働力確保法第五条第一項に規定する認定組合等をいう。) に対するものに係るものに限る。) が終了するまでの間、当該事業(これに附帯する事業を含む。) を行うこと。

三 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第二百二十二条の規定による改正前の第十一条第三項第一号に掲げる業務が終了するまでの間、当該業務(これに附帯する業務を含む。) を行うこと。

四 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第二百二十二条の規定による改正前の第十一条第三項第二号に掲げる業務のうち同法附則第八十七条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法(以下「旧財形法」という。) 第八条の二第一号に掲げる業務(同号の規定に基づ

うこと。

十二 平成十八年三月三十一日までの間、旧法附則第十一条第一項に規定する業務(同項に規定する福祉施設(以下「福祉施設」という。) の譲渡又は廃止に係るものに限る。) 及び同条第二項に規定する業務(福祉施設に係るものに限る。) を行うこと。

(新設)

き支給される助成金であつて、平成十九年四月一日前に勤労者財産形成促進法第六条の二に規定する勤労者財産形成給付金契約又は同法第六条の三に規定する勤労者財産形成基金契約に基づき拠出を行つた事業主に対するものの支給に係るものに限る。）が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うこと。

五 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第二百二十二条の規定による改正前の第十一条第三項第二号に掲げる業務のうち旧財形法第八条の二第二号に掲げる業務（同号の規定に基づき支給される奨励金であつて、平成十九年四月一日前に設立された基金（勤労者財産形成促進法第七条の四に規定する基金をいう。）に対するものの支給に係るものに限る。）が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うこと。

六 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第二百二十二条の規定による改正前の第十一条第三項第二号に掲げる業務のうち旧財形法第八条の二第三号に掲げる業務（同号の規定に基づき支給される助成金であつて、平成十九年四月一日前に同号に規定する預貯金等の払出し、譲渡若しくは償還をし又は支払を受けた金銭に係るものの支給に係るものに限る。）が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うこと。

七 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第二百二十二条の規定による改正前の第十一条第三項第二号に掲げる業務のうち旧財形法第十四条の三に規定する業務（同条の規定に基づき行われる助成であつて、平成十九年四月一日前に当該助成を受けている事業主団体に対するものに係るものに限る。）が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うこと。

八 雇用保険法等の一部を改正する法律附則第二百二十二条の規定によ

る改正前の第十一条第三項第三号に掲げる業務のうち旧財形法第九条第一項第一号及び第二号並びに第十条の三第一項第二号に掲げる業務（これらの規定に基づき行われる貸付けであつて、機構が平成十九年四月一日前に当該貸付けの申込みを受理したものに係るものに限る。）が終了するまでの間、当該業務（これに附帯する業務を含む。）を行うこと。

3 | 機構は、第六項の規定により宿舍等勘定（第九項の規定により読み替えて適用する第十三条に規定する特別の勘定のうち宿舍等業務（第一項第二号及び第三号に掲げる業務をいう。以下同じ。）に係るものをいう。以下同じ。）を廃止するまでの間の各事業年度において、宿舍等勘定に属する承継資産のうち前条第六項第三号の厚生労働省令で定めるもの（第五項において「対象資産」という。）を処分した場合には、当該処分を行った事業年度の終了の日（宿舍等勘定を廃止する事業年度にあつては、当該廃止の日。第五項において同じ。）において、それぞれ当該事業年度に行った当該処分により生じた収入の総額から政令で定めるところにより厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 | 厚生労働大臣は、前項の規定により額を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5 | 機構が第三項の処分を行った場合には、各事業年度に処分した対象資産に係る前条第六項第三号の価額（処分した対象資産が複数であるときは、その価額の合計額）については、当該処分を行った事業年度の終了の日において、機構に対する政府の出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

6 | (略)

2 | 機構は、第四項の規定により宿舍等勘定を廃止するまでの間の各事業年度において、宿舍等勘定に属する承継資産のうち前条第六項第三号の厚生労働省令で定めるもの（次項において「対象資産」という。）を処分した場合には、当該処分を行った事業年度の終了の日（宿舍等勘定を廃止する事業年度にあつては、当該廃止の日。次項において同じ。）において、それぞれ当該事業年度に行った当該処分により生じた収入の総額を国庫に納付しなければならない。

(新設)

3 | 機構が前項の処分を行った場合には、各事業年度に処分した対象資産に係る前条第六項第三号の価額（処分した対象資産が複数であるときは、その価額の合計額）については、当該処分を行った事業年度の終了の日において、機構に対する政府の出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

4 | (略)

(削除)

(削除)

5 前三項の規定は、炭鉱援護勘定について準用する。この場合において、第二項中「前条第六項第三号の厚生労働省令」とあるのは「前条第六項第四号の厚生労働省令・経済産業省令」と、第三項中「前条第六項第三号」とあるのは「前条第六項第四号」と読み替えるものとする。

6 第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十一條第二項中「前項」とあるのは「前項並びに附則第四条第一項第二号、第三号、第五号、第六号、第十号及び第十二号」と、同条第四項中「前項」とあるのは「前項並びに附則第四条第一項第一号、第四号及び第九号」と、第十二條第一項、第十四條第一項及び第二項、第十八條第一項、第二十一條第一項並びに第二十八條第一号中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣（附則第四条第一項第九号に掲げる業務に係るものについては、厚生労働大臣及び経済産業大臣）」と、第十二條第一項中「前条第三項第一号及び第三号」とあるのは「前条第三項第一号及び第三号並びに附則第四条第一項第一号、第四号、第五号及び第七号から第十号まで」と、第十三條中「第十一條第三項第二号及び第三号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）」とあるのは「財形業務（第十一條第三項第二号及び第三号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）」並びに附則第四条第一項第一号に掲げる業務をいう。）、附則第四条第一項第二号、第三号、第十号及び第十二号に掲げる業務並びに同項第九号に掲げる業務」と、「特別」とあるのは「それぞれ特別」と、第十四條第一項及び第二十八條第二号中「第十一條第一項、第三項及び第五項」とあるのは「第十一條第一項、第三項及び第五項並びに附則第四条第一項」と、第十四條第二項中「前項」とあるのは「附則第四条第六項の規定により読み替えられた前項」と、同条第三項中「同項」とあるのは「附則第四条第

7 機構は、第二項第三号の規定により行うこととされた業務を終えたときは、同号の規定により行うこととされた業務に充てるものとされた金額（前条第六項の規定により政府から機構に対し出資されたものとされた金額（雇用保険法等の一部を改正する法律附則第二百二十二条の規定による改正前の第十一条第三項第一号に掲げる業務に係る金額に限る。次項において同じ。）を含む。）を国庫に納付しなければならない。

8 機構は、前項の規定により国庫納付金を納付したときは、前条第六項の規定により政府から機構に対し出資されたものとされた金額については、機構に対する政府からの出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

9 第一項及び第二項の規定により機構が第一項及び第二項に規定する業務を行う場合には、第十一条第二項中「前項」とあるのは「前項並びに附則第四条第一項第二号、第三号及び第五号並びに第二項第一号及び第二号」と、「又は同法第六十三号の規定による能力開発事業」とあるのは「、同法第六十三号の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十二条第一項中「前

六項の規定により読み替えられた同項」と、第十五条第一項及び第三項中「第十一条第三項第三号」とあるのは「第十一条第三項第三号及び附則第四条第一項第一号」と、第二十一条第一号中「第十四条第一項」とあるのは「附則第四条第六項の規定により読み替えられた第十四条第一項」と、同項第二号中「第十二条第一項」とあるのは「附則第四条第六項の規定により読み替えられた第十二条第一項」と、第二十七条中「第十八条第一項」とあるのは「附則第四条第六項の規定により読み替えられた第十八条第一項」とする。

7 機構が炭鉱援護業務を行う場合には、炭鉱援護業務に関する事項並びに炭鉱援護業務に係る財務及び会計に関する事項については、第十二条の規定にかかわらず、機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣及び経済産業大臣並びに厚生労働省令・経済産業省令とする。

（新設）

（新設）

条第三項第一号」とあるのは「前条第三項第一号並びに附則第四条第一項第一号、第四号及び第五号並びに第二項第三号及び第八号」と、第十三条中「第十一条第三項に規定する業務」とあるのは「財形業務（第十一条第三項に規定する業務並びに附則第四条第一項第一号及び第二項第四号から第八号までに掲げる業務をいう。）並びに附則第四条第一項第二号及び第三号に掲げる業務」と、「特別」とあるのは「それぞれ特別」と、第十四条第一項及び第二十八条第二号中「第十一条第一項、第三項及び第四項」とあるのは「第十一条第一項、第三項及び第四項並びに附則第四条第一項及び第二項」と、第十五条第一項及び第三項中「第十一条第三項第一号」とあるのは「第十一条第三項第一号並びに附則第四条第一項第一号及び第二項第八号」とする。

◎構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第二百二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（医療法等の特例） 第十八条（略） 257（略）</p> <p>8 医療保険者（医療保険各法（国民健康保険法を除く。）の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。）は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第六十三条第三項第二号の指定若しくは船員保険法第五十三条第六項第二号の指定をし、又は国家公務員共済組合法第五十五条第一項第二号（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）の契約若しくは地方公務員等共済組合法第五十七条第一項第二号の契約を締結してはならない。</p>	<p>（医療法等の特例） 第十八条（略） 257（略）</p> <p>8 医療保険者（医療保険各法（国民健康保険法を除く。）の規定により医療に関する給付を行う政府、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。）は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第六十三条第三項第二号の指定若しくは船員保険法第二十八条第五項第二号の指定をし、又は国家公務員共済組合法第五十五条第一項第二号（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）の契約若しくは地方公務員等共済組合法第五十七条第一項第二号の契約を締結してはならない。</p>

◎雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第二百二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （検討） 第四十二条（略） （削除）</p>	<p>附則 （検討） 第四十二条（略）</p> <p>2 政府は、この法律の施行後、新船員保険法第三十三条ノ十五ノ二、第三十三条ノ十五ノ三、第三十三条ノ十六ノ四及び第三十四条から第三十八条までの規定（新船員保険法第二十六条及び第二十七条の規定のうち新船員保険法第三十三条ノ十五ノ二に規定する就業促進手当、新船員保険法第三十三条ノ十六ノ四に規定する教育訓練給付及び新船員保険法第三十四条から第三十八条までに規定する雇用継続給付に係る部分を含む。）について、当該規定の実施状況、当該就業促進手当、当該教育訓練給付及び当該雇用継続給付の支給を受ける者の収入の状況その他社会経済情勢の推移等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。</p>

◎独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十二号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第二百五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一～六 （略） 七 石綿による健康被害の救済に関する次に掲げる業務を行うこと。 イ （略） ロ （略） ハ 特別事業主（石綿健康被害救済法第四十七条第一項の特別事業主をいう。）からの特別拠出金（同項の特別拠出金をいう。）の徴収</p> <p>八 （略） 2 （略）</p> <p>附則</p> <p>（承継業務に係る業務の特例） 第七条 機構は、当分の間、第十条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 一～三 （略）</p>	<p>（業務の範囲） 第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一～六 （略） 七 石綿による健康被害の救済に関する次に掲げる業務を行うこと。 イ （略） ロ （略） ハ 船舶所有者（石綿健康被害救済法第三十五条第二項の船舶所有者をいう。）からの一般拠出金（同項の一般拠出金をいう。）の徴収及び特別事業主（石綿健康被害救済法第四十七条第一項の特別事業主をいう。）からの特別拠出金（同項の特別拠出金をいう。）の徴収</p> <p>八 （略） 2 （略）</p> <p>附則</p> <p>（機構の業務の特例） 第七条 機構は、当分の間、第十条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。 一～三 （略）</p>

2
10 (略)

(石綿健康被害救済法に係る業務の特例)

第十七条 機構は、第十条及び附則第七条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号

附則第二百五条の規定による改正前の第十条第一項第七号ハに掲げる業務(同号ハの一般拠出金であつてその徴収事由が平成二十二年四月一日前に生じたものに限る。)を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第十条第二号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第十条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、第十八条第一項第三号及び第二十二号第二号中「第十条」とあるのは「第十条及び附則第十七条第一項」とする。

(見直し)

第十八条 (略)

(政令への委任)

第二十八条 附則第三条から第五条まで、第七条から第十七条まで、第

2
10 (略)

(公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正)

第十八条 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を次のように改正する。

(略)

(政令への委任)

第二十八条 附則第三条から第五条まで、第七条から第十六条まで、第

十九条、第二十一条、第二十四条及び前二条に規定するもののほか、
機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な
経過措置は、政令で定める。

十九条、第二十一条、第二十四条及び前二条に規定するもののほか、
機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な
経過措置は、政令で定める。

◎独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）（平成十九年四月施行）
 （附則第二百二十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十三条（略）</p> <p>2 機構は、前項に規定する業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十二条第一項の規定による委託に基づき、勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部を行うこと。</p> <p>四（略）</p> <p>附則</p> <p>（業務の特例等）</p> <p>第七条 機構は、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第九項の規定により読み替えて適用される同法第十二条第一項の規定による委託に基づき、次の業務を行うこと。</p>	<p>（業務の範囲） 第十三条（略）</p> <p>2 機構は、前項に規定する業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）第十二条第一項の規定による委託に基づき、勤労者財産形成促進法第九条第一項各号及び第十条の三第一項第二号に掲げる業務の一部を行うこと。</p> <p>四（略）</p> <p>附則</p> <p>（業務の特例等）</p> <p>第七条 機構は、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第六項の規定により読み替えて適用される同法第十二条第一項の規定による委託に基づき、同法附則第四条第一項第四号に規定する債権（政令で定めるものに限る。）の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回</p>

イ 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第一項第四号に規定する債権（政令で定めるものに限る。）の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務の一部を行うこと。

ロ 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第二項第八号の業務が終了するまでの間、当該業務の一部を行うこと。

2
16
(略)

収の業務の一部を行うこと。

2
16
(略)

◎郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二二号）（平成十九年四月及び平成十九年十月施行）

（附則第百二十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第八十七条 施行日の前日に旧公社の職員として在職し、郵政民営化法第六十七条の規定により引き続き承継会社の職員となった者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に承継会社を退職したものであつて、その退職した日まで旧公社の職員として在職したものと、かつ、第五十四条の規定による改正前の国家公務員退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」という。）がなおその効力を有し、なお効力を有している旧退職手当法第十条の規定が雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第六十一条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（以下この項において「平成十九年改正後退職手当法」という。）第十条の規定と同様に改正されたものとしたならば当該改正後の旧退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、その者のその退職の日までの承継会社の職員としての在職を平成十九年改正後退職手当法第二条第一項に規定する職員としての在職と、その者がその退職により承継会社から支給を受けた退職手当（これに相当する給付を含む</p>	<p>附 則</p> <p>（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第八十七条 施行日の前日に旧公社の職員として在職し、郵政民営化法第六十七条の規定により引き続き承継会社の職員となった者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に承継会社を退職したものであつて、その退職した日まで旧公社の職員として在職したものと、かつ、第五十四条の規定による改正前の国家公務員退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」という。）がなおその効力を有しているものとしたならば旧退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、その者のその退職の日までの承継会社の職員としての在職を新退職手当法第二条第一項に規定する職員としての在職と、その者がその退職により承継会社から支給を受けた退職手当（これに相当する給付を含む。）を新退職手当法第十条第一項第一号に規定する一般の退職手当等と、その者が退職の際勤務していた承継会社の業務を国の事務又は事業とみなして同条の規定による退職手当を支給する。</p>

。を平成十九年改正後退職手当法第十条第一項第一号に規定する一般の退職手当等と、その者が退職の際勤務していた承継会社の業務を国の事務又は事業とみなして同条の規定による退職手当を支給する。

2・3 (略)

第九十四条 (略)

2・3 (略)

4 施行日の前日において旧国共済法附則第十四条の四第一項の規定により日本郵政公社共済組合が行っている同項第一号に掲げる事業(同日において同号に規定する資金の貸付けを受けている者に係るものに限る。)については、当分の間、新国共済法附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項の規定にかかわらず、日本郵政共済組合が従前の例により行うものとする。

2・3 (略)

第九十四条 (略)

2・3 (略)

4 施行日の前日において旧国共済法附則第十四条の四第一項の規定により日本郵政公社共済組合が行っている同項第二号に掲げる事業(同日において同号に規定する資金の貸付けを受けている者に係るものに限る。)については、当分の間、新国共済法附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項の規定にかかわらず、日本郵政共済組合が従前の例により行うものとする。

◎郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二二号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第百二十八条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	<p>附則</p> <p>第九十四条（略）</p> <p>2（略） （削除）</p> <p>3 （略）</p>
現行	<p>附則</p> <p>第九十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 新国共済法第百十九条に規定する船員組合員のうち日本郵政共済組合の組合員は、当分の間、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）及び雇用保険法の規定を適用する。</p> <p>4 （略）</p>

◎石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）（平成十九年四月施行）
 （附則第二百二十九条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六十九条（略）</p> <p>2 前項の規定による労働保険料の徴収については、徴収法の規定（第四条及び第二十二條から第二十五條までの規定を除く。）を適用する。この場合において、徴収法第十二條第二項中「及び社会復帰促進等事業」とあるのは、「社会復帰促進等事業及び石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）第五十九條第一項の特別遺族給付金（以下「特別遺族給付金」という。）の支給」と、「費用の額」とあるのは「費用の額、特別遺族給付金の支給に要する費用の額」と、同条第三項中「とする。第二十條第一項において同じ。」とあるのは「とする。第二十條第一項において同じ。」と特別遺族給付金（石綿健康被害救済法第六十二條第二号の場合に支給される特別遺族一時金、特定の業務に長期間従事することにより発生する疾病であつて厚生労働省令で定めるものにかつた者（厚生労働省令で定める事業の種類ごとに、当該事業における就労期間等を考慮して厚生労働省令で定める者に限る。）に係る特別遺族給付金（以下この項において「特定疾病にかつた者に係る特別遺族給付金」という。）及び第三種特別加入者に係る特別遺族給付金を除く。）の額（石綿健康被害救済法第五十九條第二項の特別遺族年金については、その額は、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。）と、「特定疾病にかつた者に係る保険給付に要する費用」</p>	<p>第六十九条（略）</p> <p>2 前項の規定による労働保険料の徴収については、徴収法の規定（第四条及び第二十二條から第二十五條までの規定を除く。）を適用する。この場合において、徴収法第十二條第二項中「及び労働福祉事業」とあるのは、「労働福祉事業及び石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）第五十九條第一項の特別遺族給付金（以下「特別遺族給付金」という。）の支給」と、「費用の額」とあるのは「費用の額、特別遺族給付金の支給に要する費用の額」と、同条第三項中「とする。第二十條第一項において同じ。」とあるのは「とする。第二十條第一項において同じ。」と特別遺族給付金（石綿健康被害救済法第六十二條第二号の場合に支給される特別遺族一時金、特定の業務に長期間従事することにより発生する疾病であつて厚生労働省令で定めるものにかつた者（厚生労働省令で定める事業の種類ごとに、当該事業における就労期間等を考慮して厚生労働省令で定める者に限る。）に係る特別遺族給付金（以下この項において「特定疾病にかつた者に係る特別遺族給付金」という。）及び第三種特別加入者に係る特別遺族給付金を除く。）の額（石綿健康被害救済法第五十九條第二項の特別遺族年金については、その額は、厚生労働省令で定めるところにより算定するものとする。）と、「特定疾病にかつた者に係る保険給付に要する費用」とあるのは「</p>

とあるのは「、特定疾病にかかった者に係る保険給付に要する費用、石綿健康被害救済法第五十九条第二項の特別遺族年金の支給に要する費用、特定疾病にかかった者に係る特別遺族給付金に要する費用」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3
(略)

、特定疾病にかかった者に係る保険給付に要する費用、石綿健康被害救済法第五十九条第二項の特別遺族年金の支給に要する費用、特定疾病にかかった者に係る特別遺族給付金に要する費用」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3
(略)

◎石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第三百十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基金） 第三十一条（略） 2 前項の石綿健康被害救済基金は、次条第一項の規定により政府から交付された資金、同条第二項の規定により地方公共団体から拠出された資金、第三十六条の規定により厚生労働大臣から交付された金額、第四十七条第一項の規定により徴収した特別拠出金、第二十七条第一項の規定により徴収した金額及び当該石綿健康被害救済基金の運用によって生じた利子その他の収入金の合計額に相当する金額からこの法律の規定により機構が行う業務の事務の執行に要する費用に相当する金額を控除した金額をもって充てるものとする。</p> <p>（一般拠出金の徴収及び納付義務） 第三十五条（略） （削除） 2 労災保険適用事業主は、一般拠出金を納付する義務を負う。</p>	<p>（基金） 第三十一条（略） 2 前項の石綿健康被害救済基金は、次条第一項の規定により政府から交付された資金、同条第二項の規定により地方公共団体から拠出された資金、第三十五条第二項の規定により船舶所有者から徴収した一般拠出金、第三十六条の規定により厚生労働大臣から交付された金額、第四十七条第一項の規定により徴収した特別拠出金、第二十七条第一項の規定により徴収した金額及び当該石綿健康被害救済基金の運用によって生じた利子その他の収入金の合計額に相当する金額からこの法律の規定により機構が行う業務の事務の執行に要する費用に相当する金額を控除した金額をもって充てるものとする。</p> <p>（一般拠出金の徴収及び納付義務） 第三十五条（略） 2 機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、船員保険法（昭和十四年法律七十三号）第六十条第一項に規定する船舶所有者（以下「船舶所有者」という。）から、毎年度、一般拠出金を徴収する。 3 労災保険適用事業主及び船舶所有者は、一般拠出金を納付する義務を負う。</p>

(一般抛出金の額)

第三十七条 第三十五条第一項の規定により労災保険適用事業主から徴収する一般抛税金(以下「一般抛税金」という。)の額は、徴収法第十條第二項第一号の一般保険料の計算の基礎となる賃金総額に一般抛税金率を乗じて得た額とする。

(削除)

2| 前項の一般抛税金率は、救済給付の支給に要する費用の予想額、第三十二條第一項の規定による交付金及び同條第二項の規定による抛税金があるときはそれらの額並びに指定疾病の発生の状況その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が厚生労働大臣及び事業所管大臣と協議して定める。

3| (略)

(一般抛税金の徴収方法)

第三十八條 徴収法第十九條(第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。)、第二十一條、第二十一條の二、第二十六條から第二十九條まで、第三十六條の二、第三十八條、第四十一條から第四十三條まで及び第四十五條の二の規定は、一般抛税金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(一般抛税金の額)

第三十七条 第三十五条第一項の規定により労災保険適用事業主から徴収する一般抛税金(以下「第一項一般抛税金」という。)の額は、徴収法第十條第二項第一号の一般保険料の計算の基礎となる賃金総額に一般抛税金率を乗じて得た額とする。

2| 第三十五条第二項の規定により船舶所有者から徴収する一般抛税金(以下「第二項一般抛税金」という。)の額は、前年度において当該船舶所有者が使用するすべての船員に支払われた賃金の総額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)に一般抛税金率を乗じて得た額とする。

3| 前二項の一般抛税金率は、救済給付の支給に要する費用の予想額、第三十二條第一項の規定による交付金及び同條第二項の規定による抛税金があるときはそれらの額並びに指定疾病の発生の状況その他の事情を考慮して、政令で定めるところにより、環境大臣が厚生労働大臣及び事業所管大臣と協議して定める。

4| (略)

(第一項一般抛税金の徴収方法)

第三十八條 徴収法第十九條(第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。)、第二十一條、第二十一條の二、第二十六條から第二十九條まで、第三十六條の二、第三十八條、第四十一條から第四十三條まで及び第四十五條の二の規定は、第一項一般抛税金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第十九条第一項	(略)	(略)	第十九条第二項	一般保険料率を乗じて算定した一般保険料	一般拠出金率を乗じて算定した一般拠出金	第十九条第三項	納付した労働保険料の額が前二項の労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは前二項の労働保険料	前二項の一般拠出金	(略)	(略)	(略)
---------	-----	-----	---------	---------------------	---------------------	---------	--	-----------	-----	-----	-----

第十九条第一項	(略)	(略)	第十九条第二項	一般保険料率を乗じて算定した一般保険料	一般拠出金率を乗じて算定した第一項一般拠出金	第十九条第三項	納付した労働保険料の額が前二項の労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは前二項の労働保険料	前二項の第一項一般拠出金	(略)	(略)	(略)
---------	-----	-----	---------	---------------------	------------------------	---------	--	--------------	-----	-----	-----

第四十二条 第四十三条 第一項	この法律の施行	一般拠出金の徴収
第四十五条 の二	(略)	(略)
	この法律の実施	一般拠出金の徴収

2 徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合は、同条第一項の委託を受けて、一般拠出金の納付その他一般拠出金に関する事項（以下「一般拠出金事務」という。）を処理することができる。

3 徴収法第三十四条、第三十五条（第四項を除く。）及び第三十六条の規定並びに失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第二十三条の規定は、一般拠出金事務及び一般拠出金について準用する。この場合において、徴収法第三十四条中「労働保険関係法令」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）及び石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用するこの法律並びにこれらの法律に基づく命令」と、徴収法第三十五条第一項及び第二項中「労働保険関係法令」とあるのは「石綿健康被害救済法及び石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用するこの法律並びにこれらの法律に基づく命令」と、同条第三項中「第二十六条第三項（労災保険法第十二条の三第三項及び第三十一条第四項並びに雇用保険法第十条の四第三項において準用する場合を含む。）

第四十二条 第四十三条 第一項	この法律の施行	第一項一般拠出金の徴収
第四十五条 の二	(略)	(略)
	この法律の実施	第一項一般拠出金の徴収

2 徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合は、同条第一項の委託を受けて、第一項一般拠出金の納付その他第一項一般拠出金に関する事項（以下「第一項一般拠出金事務」という。）を処理することができる。

3 徴収法第三十四条、第三十五条（第四項を除く。）及び第三十六条の規定並びに失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第二十三条の規定は、第一項一般拠出金事務及び第一項一般拠出金について準用する。この場合において、徴収法第三十四条中「労働保険関係法令」とあるのは「石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という。）及び石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用するこの法律並びにこれらの法律に基づく命令」と、徴収法第三十五条第一項及び第二項中「労働保険関係法令」とあるのは「石綿健康被害救済法及び石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用するこの法律並びにこれらの法律に基づく命令」と、同条第三項中「第二十六条第三項（労災保険法第十二条の三第三項及び第三十一条第四項並びに雇用保険法第十条の四第三項において準用する場合

「とあるのは「石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用する第二十六条第三項」と読み替えるものとする。

第三十九条から第四十六条まで 削除

合を含む。）」とあるのは「石綿健康被害救済法第三十八条第一項において準用する第二十六条第三項」と読み替えるものとする。

(第二項一般拠出金の納付等)

第三十九条 船舶所有者は、各年度ごとに、第二項一般拠出金を、環境省令で定める事項を記載した申告書を添えて、その年度の初日から五十日以内に機構に納付しなければならない。

2 機構は、船舶所有者が前項に規定する期間内に同項の申告書を提出しないとき、又は同項の申告書に環境省令で定める事項の記載の誤りがあると認めたときは、第二項一般拠出金の額を決定し、これを船舶所有者に通知する。

3 前項の規定による通知を受けた船舶所有者は、第二項一般拠出金を納付していないときは同項の規定により機構が決定した第二項一般拠出金の全額を、納付した第二項一般拠出金の額が同項の規定により機構が決定した第二項一般拠出金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から十五日以内に機構に納付しなければならない。

4 船舶所有者が納付した第二項一般拠出金の額が、第二項の規定により機構が決定した第二項一般拠出金の額を超える場合には、機構は、その超える額について、未納の第二項一般拠出金その他この款の規定による徴収金（船舶所有者に係るものに限る。以下この款において同じ。）があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

(第二項一般拠出金の延納)

第四十条 機構は、船舶所有者の申請に基づき、その者の納付すべき第

二項一般拠出金を延納させることができる。

(督促及び滞納処分)

第四十一条 第二項一般拠出金その他この款の規定による徴収金を納付しない船舶所有者があるときは、機構は、期限を指定して督促しなければならぬ。

2 前項の規定により督促するときは、機構は、納付義務者に対して督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する第一項の期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

4 第一項の規定による督促を受けた船舶所有者がその指定の期限までに第二項一般拠出金その他この款の規定による徴収金を完納しないときは、機構は、環境大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

(延滞金)

第四十二条 前条第一項の規定により第二項一般拠出金の納付を督促したときは、機構は、その督促に係る第二項一般拠出金の額につき年十・六パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る第二項一般拠出金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、第二項一般拠出金の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる第二項一般拠出金の額は、その納付のあった第二項一般拠出金の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の第二項一般拠出金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期限までに第二項一般拠出金を完納したとき。

二 納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法によつて督促したとき。

三 延滞金の額が百円未満であるとき。

四 第二項一般拠出金について滞納処分^一の執行を停止し、又は猶予したとき。

五 第二項一般拠出金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(先取特権の順位)

第四十三条 第二項一般拠出金その他この款の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続)

第四十四条 第二項一般拠出金その他この款の規定による徴収金は、この款に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(船舶所有者に対する報告の徴収等)

第四十五条 機構は、第二項一般拠出金の徴収に関し必要があると認め

るときは、船舶所有者に対し、報告若しくは文書の提出を命じ、又は当該職員に、船舶所有者の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（環境省令への委任）

第四十六条 この款に定めるもののほか、第二項一般抛出品その他この款の規定による徴収金に関し必要な事項は、環境省令で定める。

（準用）

第五十条 第四十条から第四十五条までの規定は、特別抛出品について準用する。

（特別抛出品の延納）

第五十条 機構は、特別事業主の申請に基づき、その者の納付すべき特別抛出品を延納させることができる。

（督促及び滞納処分）

第五十条の二 特別抛出品その他この款の規定による徴収金を納付しない特別事業主があるときは、機構は、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定により督促するときは、機構は、納付義務者に対して督促状を発する。

3 前項の督促状により指定する第一項の期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

4 第一項の規定による督促を受けた特別事業主がその指定の期限までに特別拠出金その他この款の規定による徴収金を完納しないときは、機構は、環境大臣の認可を受けて、国税滞納処分例により、滞納処分をすることができる。

(延滞金)

第五十条の三 前条第一項の規定により特別拠出金の納付を督促したときは、機構は、その督促に係る特別拠出金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る特別拠出金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、特別拠出金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる特別拠出金の額は、その納付のあつた特別拠出金の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の特別拠出金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期限までに特別拠出金を完納したとき。

二 納付義務者の住所又は居所がわからないため、公示送達の方法に

よって督促したとき。

三 延滞金の額が百円未満であるとき。

四 特別拠出金について滞納処分^一の執行を停止し、又は猶予したとき。

五 特別拠出金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(先取特権の順位)

第五十条の四 特別拠出金その他この款の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続)

第五十条の五 特別拠出金その他この款の規定による徴収金は、この款に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(特別事業主に対する報告の徴収等)

第五十条の六 機構は、特別拠出金の徴収に関し必要があると認めるときは、特別事業主に対し、報告若しくは文書の提出を命じ、又は当該職員に、特別事業主の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(保険医療機関等に対する報告の徴収等)

第五十五条 (略)

2 第五十条の六第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

3 (略)

(診療を行った者等に対する報告の徴収等)

第五十六条 (略)

2 第五十条の六第二項の規定は前項の規定による質問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(資料の提出の要求等)

第五十七条 環境大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、労災保険適用事業主又は特別事業主に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(事業主等に対する報告の徴収等)

第七十三条 (略)

2・3 (略)

4 第五十条の六第二項の規定は第二項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は第二項の規定による権限について準用する。

(診療を行った者等に対する報告の徴収等)

(保険医療機関等に対する報告の徴収等)

第五十五条 (略)

2 第四十五条第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

3 (略)

(診療を行った者等に対する報告の徴収等)

第五十六条 (略)

2 第四十五条第二項の規定は前項の規定による質問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(資料の提出の要求等)

第五十七条 環境大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、労災保険適用事業主、船舶所有者又は特別事業主に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(事業主等に対する報告の徴収等)

第七十三条 (略)

2・3 (略)

4 第四十五条第二項の規定は第二項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は第二項の規定による権限について準用する。

(診療を行った者等に対する報告の徴収等)

第七十四条 (略)

2 第五十条の六第二項の規定は前項の規定による質問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(審査請求)

第七十五条 この法律に基づいて機構が行った処分については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、審査請求をすることができる。

一 (略)

二 特別拠出金の徴収に係る処分についての審査請求 環境大臣

2・3 (略)

第八十八条 (略)

2 徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合が、第三十八条第三項において準用する徴収法第三十六条の規定に違反して帳簿を備えて置かず、又は帳簿に一般拠出金事務に関する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合は、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

3 第五十条の六第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十四条 (略)

2 第四十五条第二項の規定は前項の規定による質問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(審査請求)

第七十五条 この法律に基づいて機構が行った処分については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、審査請求をすることができる。

一 (略)

二 第二項一般拠出金及び特別拠出金の徴収に係る処分についての審査請求 環境大臣

2・3 (略)

第八十八条 (略)

2 徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合が、第三十八条第三項において準用する徴収法第三十六条の規定に違反して帳簿を備えて置かず、又は帳簿に第一項一般拠出金事務に関する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合は、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

3 第四十五条第一項(第五十条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第九十一条 第五十条の二第四項の規定により環境大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

第九十一条 第四十一条第四項（第五十条において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

◎独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号）（平成二十年四月施行）
 （附則第三百三十三条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>附則 （国家公務員共済組合法の一部改正） 第二十六条（略） （削除）</p>
<p>現行</p>	<p>附則 （国家公務員共済組合法の一部改正等） 第二十六条（略） 2 前項の規定による改正後の国家公務員共済組合法第二百二十四条の三の規定により同法第二条第一項第一号に規定する職員とみなして同法の規定を適用することとされる独立行政法人水産大学校及び独立行政法人水産総合研究センターの職員のうち、同法第一百十九条に規定する船員組合員である者については、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）及び雇用保険法の規定を適用する。</p>

◎独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号）（平成二十年四月施行）
 （附則第三百三十四条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>附則 第十八条 削除</p>
<p>現行</p>	<p>附則 （国家公務員共済組合法の一部改正に伴う船員組合員に係る特例に関する経過措置） 第十八条 国家公務員共済組合法第百十九条に規定する船員組合員のうち独立行政法人航海訓練所又は独立行政法人海技教育機構の職員である者については、当分の間、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者でないものとみなして、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）及び雇用保険法の規定を適用する。</p>

◎健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）（平成十九年四月施行）
 （附則第三百三十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十九条 船員保険法の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第二十八条第二項第一号中「七十歳」を「六十五歳」に改め、同条第三項第一号中「七十五歳未満ノ被保険者（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク）」を「次号ニ掲グル者以外ノ被保険者」に改め、同項第二号中「七十五歳未満ノ被保険者（老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ニ限ル）及七十五歳以上ノ」を「後期高齢者医療ノ被保険者等タル」に改める。</p> <p>（中略）</p> <p>第五十九条第一項中「老人保健拠出金及退職者給付拠出金」を「前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等」に改め、同条第二項第一号中「一般保険料率」の下に「（基本保険料率ト特定保険料率トヲ合算シタル率ヲ謂フ）」を加え、同条第五項第一号及び第二号中「依ル被保険者」の下に「（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ヲ除ク）」を加え、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。</p> <p>三 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第三項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ二</p>	<p>第十九条 船員保険法の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第二十八条第三項第一号中「七十五歳未満ノ被保険者（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク）」を「次号ニ掲グル者以外ノ被保険者」に改め、同項第二号中「七十五歳未満ノ被保険者（老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ニ限ル）及七十五歳以上ノ」を「後期高齢者医療ノ被保険者等タル」に改める。</p> <p>（中略）</p> <p>第五十九条第一項中「老人保健拠出金及退職者給付拠出金」を「前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等」に改め、同条第二項第一号中「一般保険料率」の下に「（基本保険料率ト特定保険料率トヲ合算シタル率ヲ謂フ）」を加え、同条第五項第一号及び第二号中「依ル被保険者」の下に「（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ヲ除ク）」を加え、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。</p> <p>三 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ二</p>

十二 二災害保険料率ヲ加ヘタル率（第五十九条ノ三ノ規定ニ依ル特別失業保険料率ノ適用アル船舶所有者ニ使用セラルル被保険者ニ付テハ其ノ率ニ特別失業保険料率ヲ更ニ加ヘタル率）

四 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第三項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ千分ノ八ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率

（中略）

第六十条第一項第一号中「第五十九条第九項又ハ第十一項」を「第五十九条第十項又ハ第十二項」に改め、同項第二号中「第五十九条第九項」を「第五十九条第十項」に改め、同項第三号中「介護保険第二号被保険者」の下に「及後期高齢者医療ノ被保険者等」を加え、「第五十九条第九項又ハ第十一項」を「第五十九条第十項又ハ第十二項」に改め、同項第四号中「介護保険第二号被保険者」の下に「及後期高齢者医療ノ被保険者等」を加え、「第五十九条第九項」を「第五十九条第十項」に改め、同項に次の一号を加える。

五 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タルモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第三項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ七（第五十九条第十二項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額

（中略）

附則第二十八項を次のように改める。

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）

十六 二災害保険料率ヲ加ヘタル率（第五十九条ノ三ノ規定ニ依ル特別失業保険料率ノ適用アル船舶所有者ニ使用セラルル被保険者ニ付テハ其ノ率ニ特別失業保険料率ヲ更ニ加ヘタル率）

四 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ千分ノ八ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率

（中略）

第六十条第一項第一号中「第五十九条第九項又ハ第十一項」を「第五十九条第十項又ハ第十二項」に改め、同項第二号中「第五十九条第九項」を「第五十九条第十項」に改め、同項第三号中「介護保険第二号被保険者」の下に「及後期高齢者医療ノ被保険者等」を加え、「第五十九条第九項又ハ第十一項」を「第五十九条第十項又ハ第十二項」に改め、同項第四号中「介護保険第二号被保険者」の下に「及後期高齢者医療ノ被保険者等」を加え、「第五十九条第九項」を「第五十九条第十項」に改め、同項に次の一号を加える。

五 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タルモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ九（第五十九条第十二項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額

（中略）

ノ施行ノ日ノ属スル月乃至平成二十二年三月分迄ノ保険料率ニ付テハ第五十九条第五項第一号中「千分ノ百十三」トアルハ「千分ノ百十一」ト第六十条第一項第一号及第三号中「千分ノ五十二・五」トアルハ「千分ノ五十・五」ト健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第十九条ノ施行ノ日ノ属スル月乃至平成二十二年三月分迄ノ保険料率ニ付テハ第六十条第一項第五号中「千分ノ七」トアルハ「千分ノ五」トス

附則第三十項の次に次の二項を加える。

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項ノ規定ニ依リ社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）ニ依ル社会保険診療報酬支払基金法同項ニ規定スル拠出金ヲ徴収スル間第五十八条第四項中「及同法ノ規定ニ依ル後期高齢者支援金等（以下後期高齢者支援金等ト称ス）」トアルハ「、同法ノ規定ニ依ル後期高齢者支援金等（以下後期高齢者支援金等ト称ス）及国民健康保険法附則第十条第一項ノ規定ニ依ル拠出金（以下退職者給付拠出金ト称ス）」ト第五十九条第一項及第七項中「及後期高齢者支援金等」トアルハ「、後期高齢者支援金等及退職者給付拠出金」ト同条第九項中「若ハ後期高齢者支援金等」トアルハ「、後期高齢者支援金等若ハ退職者給付拠出金」ト同条第十四項中「及後期高齢者支援金等」トアルハ「、後期高齢者支援金等ノ額及退職者給付拠出金」トス

高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル日迄ノ間前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル第五十八条第四項中「及」トアルハ「、同法附則第七条第一項ノ規定ニ依ル病床転換支援金等（以下病床転換支援金等ト称ス）及」ト前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル第五十九条第一項及第七項中「及」トアルハ「、病

附則第二十四項の次に次の二項を加える。

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項ノ規定ニ依リ社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）ニ依ル社会保険診療報酬支払基金法同項ニ規定スル拠出金ヲ徴収スル間第五十八条第四項中「及同法ノ規定ニ依ル後期高齢者支援金等（以下後期高齢者支援金等ト称ス）」トアルハ「、同法ノ規定ニ依ル後期高齢者支援金等（以下後期高齢者支援金等ト称ス）及国民健康保険法附則第十条第一項ノ規定ニ依ル拠出金（以下退職者給付拠出金ト称ス）」ト第五十九条第一項及第七項中「及後期高齢者支援金等」トアルハ「、後期高齢者支援金等及退職者給付拠出金」ト同条第九項中「若ハ後期高齢者支援金等」トアルハ「、後期高齢者支援金等若ハ退職者給付拠出金」ト同条第十四項中「及後期高齢者支援金等」トアルハ「、後期高齢者支援金等ノ額及退職者給付拠出金」トス

高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル日迄ノ間前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル第五十八条第四項中「及」トアルハ「、同法附則第七条第一項ノ規定ニ依ル病床転換支援金等（以下病床転換支援金等ト称ス）及」ト前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル第五十九条第一項及第七項中「及」トアルハ「、病

床転換支援金等及」ト前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル同条第九項中「若ハ」トアルハ、「病床転換支援金等若ハ」ト前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル同条第十四項中「ノ額及」トアルハ「ノ額、病床転換支援金等ノ額及」トス

(中略)

第二十条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第五十三条第八項を削る。

第六十一条第七項中「及び第八項」を削り、「並びに前条第一項」

を「及び前条第一項」に改める。

第六十二条第四項中「及び第八項」を削り、「並びに前条第四項」

を「及び前条第四項」に改める。

第六十三条第四項中「及び第八項」を削り、「並びに第六十一条第四項」を「及び第六十一条第四項」に改める。

第七十六条第六項中「第五項及び第八項」を「及び第五項」に改める。

(中略)

附則

(中略)

第五十七条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

(中略)

附則第十一条の次に次の一条を加える。

(退職者給付抛出金の納付が行われる場合における組合の業務等の

床転換支援金等及」ト前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル同条第九項中「若ハ」トアルハ、「病床転換支援金等若ハ」ト前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル同条第十四項中「ノ額及」トアルハ「ノ額、病床転換支援金等ノ額及」トス

(中略)

第二十条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第二十八条第七項を削る。

第二十八条ノ七第七項中「及第七項」を削り、「並ニ第二十八条ノ

六第一項」を「及前条第一項」に改める。

第二十八条ノ八第四項中「及第七項」を削り、「並ニ前条第四項」

を「及前条第四項」に改める。

第二十九条第四項中「及第七項」を削り、「並ニ第二十八条ノ七第四項」を「及第二十八条ノ七第四項」に改める。

第三十一条ノ二第六項中「第五項及第七項」を「及第五項」に改める。

(中略)

附則

(中略)

第五十七条 国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

(中略)

附則第十一条の次に次の一条を加える。

(退職者給付抛出金の納付が行われる場合における組合の業務等の

特例)

第十一条の三 当分の間、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第三条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、第三条第四項中「介護保険法」とあるのは「国民健康保険法昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）、「介護保険法」と、第九十九条第一項中「介護給付金並びに」とあるのは「退職者給付拠出金、介護納付金並びに」と、同項第一号中「の納付」とあるのは「並びに退職者給付拠出金の納付」とする。

(中略)

(特別会計に関する法律の一部改正)

第七十九条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）の一部を次のように改正する。

(中略)

附則第二百条の二の次に次の二条を加える。

(船員保険特別会計における国民健康保険法の規定による拠出金に係る経過措置)

第二百条の三 国民健康保険法附則第十条第一項の規定による拠出金を納付する間においては、附則第九十三条第二号口中「後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等並びに国民健康保険法の規定による拠出金」とする。

(船員保険特別会計における病床転換支援金等に係る経過措置)

第二百条の四 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間においては、附則第九十三条第二号口中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者

特例)

第十一条の二 当分の間、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第三条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、第三条第四項中「介護保険法」とあるのは「国民健康保険法昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）、「介護保険法」と、第九十九条第一項中「介護給付金並びに」とあるのは「退職者給付拠出金、介護納付金並びに」と、同項第一号中「の納付」とあるのは「並びに退職者給付拠出金の納付」とする。

(中略)

(特別会計に関する法律の一部改正)

第七十九条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）の一部を次のように改正する。

(中略)

附則第二百条の次に次の二条を加える。

(船員保険特別会計における国民健康保険法の規定による拠出金に係る経過措置)

第二百条の二 国民健康保険法附則第十条第一項の規定による拠出金を納付する間においては、附則第九十三条第二号口中「後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等並びに国民健康保険法の規定による拠出金」とする。

(船員保険特別会計における病床転換支援金等に係る経過措置)

第二百条の三 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間においては、附則第九十三条第二号口中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金

支援金等及び病床転換支援金等」とする。

(中略)

第八十条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

(中略)

附則第二百条の三中「国民健康保険法」の下に「(昭和三十三年法律第九十二号)」を加える。

(中略)

第九十条 船員職業安定法の一部を次のように改正する。

第九十三条第一項中「第八項並びに」を削る。

(中略)

第九十六条 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第八項並びに」を削る。

等及び病床転換支援金等」とする。

(中略)

第八十条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

(中略)

附則第二百条の二中「国民健康保険法」の下に「(昭和三十三年法律第九十二号)」を加える。

(中略)

第九十条 船員職業安定法の一部を次のように改正する。

第九十三条第一項中「及び第七項第二号」を削り、「並びに第五十三條第二項第二号」を「及び第五十三條第二項第二号」に改める。

(中略)

第九十六条 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「及び第七項第二号」を削り、「並びに第五十三條第二項第二号」を「及び第五十三條第二項第二号」に改める。

◎特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）（平成十九年四月施行）
 （附則第三百三十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（歳入及び歳出） 第九十九条 労災勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 歳出</p> <p>イ 労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費 ロ～ト （略）</p> <p>2 雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 歳出</p> <p>イ 雇用保険事業の失業等給付費、雇用安定事業費及び能力開発事業費 ロ～チ （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（他の勘定への繰入れ） 第二百二条 （略）</p> <p>2 一般保険料の額のうち徴収法第十二条第四項の雇用保険率（その率が同条第五項又は第八項の規定により変更された場合には、その変更された率）に应ずる部分の額、徴収法第二十三条第三項及び第二十五条第一項の規定に基づく印紙保険料の額、第九十九条第三項第一号ロ</p>	<p>（歳入及び歳出） 第九十九条 労災勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 歳出</p> <p>イ 労災保険事業の保険給付費及び労働福祉事業費 ロ～ト （略）</p> <p>2 雇用勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 歳出</p> <p>イ 雇用保険事業の失業等給付費、雇用安定事業費、能力開発事業費及び雇用福祉事業費 ロ～チ （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（他の勘定への繰入れ） 第二百二条 （略）</p> <p>2 一般保険料の額のうち徴収法第十二条第四項の雇用保険率（その率が同条第五項又は第七項の規定により変更された場合には、その変更された率）に应ずる部分の額、徴収法第二十三条第三項及び第二十五条第一項の規定に基づく印紙保険料の額、第九十九条第三項第一号ロ</p>

の印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第三条第三項の規定による納付金の額並びに徴収勘定の附属雑収入の額のうち政令で定める額の合計額に相当する金額は、毎会計年度、徴収勘定から雇用勘定に繰り入れるものとする。

3 (略)

(積立金)

第百三条 労災勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費（特別支給金に充てるためのものに限る。第五項において同じ。）に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 (略)

3 雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業及び能力開発事業に係る歳出額（次条第三項及び第四項において「二事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

4 (略)

5 労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに前条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を

の印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第三条第三項の規定による納付金の額並びに徴収勘定の附属雑収入の額のうち政令で定める額の合計額に相当する金額は、毎会計年度、徴収勘定から雇用勘定に繰り入れるものとする。

3 (略)

(積立金)

第百三条 労災勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、労災保険事業の保険給付費及び労働福祉事業費（特別支給金に充てるためのものに限る。第五項において同じ。）に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

2 (略)

3 雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に係る歳入額（次条第三項及び第四項において「三事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に係る歳出額（次条第三項及び第四項において「三事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用保険事業の失業等給付費に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

4 (略)

5 労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び労働福祉事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに前条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁す

支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

(雇用安定資金)

第四百四条 (略)

2 (略)

3 雇用勘定において、毎会計年度の二事業費充当歳入額から当該年度の二事業費充当歳出額を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用安定事業費に充てるために必要な金額を、雇用安定資金に組み入れるものとする。

4 雇用勘定において、毎会計年度の二事業費充当歳入額から当該年度の二事業費充当歳出額を控除して不足がある場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、雇用安定資金から補足するものとする。

5・6 (略)

附 則

(労働保険特別会計の雇用勘定の歳入の特例)

第十九条 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第三項、第六項又は第七項の規定による国庫への納付が行われる会計年度における第九十九条第二項第一号の規定の適用については、同号中「及び」とあるのは「並びに」と、「第十四条第三項の規定」とあるのは「第十四条第三項並びに同法附則第四条第三項、第六項及び第七項の規定」とする。

るために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

(雇用安定資金)

第四百四条 (略)

2 (略)

3 雇用勘定において、毎会計年度の三事業費充当歳入額から当該年度の三事業費充当歳出額を控除して残余がある場合には、当該残余のうち、雇用安定事業費に充てるために必要な金額を、雇用安定資金に組み入れるものとする。

4 雇用勘定において、毎会計年度の三事業費充当歳入額から当該年度の三事業費充当歳出額を控除して不足がある場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、雇用安定資金から補足するものとする。

5・6 (略)

附 則

(労働保険特別会計の雇用勘定の歳入の特例)

第十九条 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第二項又は第四項の規定による国庫への納付が行われる会計年度における第九十九条第二項第一号の規定の適用については、同号中「第十四条第三項の規定」とあるのは、「第十四条第三項並びに同法附則第四条第二項及び第四項の規定」とする。

(雇用勘定における国庫負担金の過不足の調整の特例)

第二十条の二 雇用保険法附則第十条第一項の規定が適用される会計年度における第百五条の規定の適用については、同条中「雇用保険法第六十六条及び第六十七条」とあるのは、「雇用保険法附則第十条第一項及び同条第三項において読み替えて適用する同法第六十六条第六項」とする。

(船員保険特別会計における受入金の過不足の調整の特例)

第二百条の二 船員保険法附則第二十五項の規定が適用される会計年度における附則第百九十八条の規定の適用については、同条中「同法第五十八条の規定による国庫負担金の額及び」とあるのは、「同法附則第二十五項並びに同法附則第二十七項において読み替えて適用する同法第五十八条第三項及び第四項の規定による国庫負担金の額並びに」とする。

◎特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）（平成二十二年四月施行）
 （附則第三百三十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（歳入及び歳出） 第九十九条 労災勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ 徴収勘定からの繰入金 ロ 一般会計からの繰入金 ハ 積立金からの受入金 ニ 積立金から生ずる収入 ホ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第八十一号）第十三条第三項、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十六条第四項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第六十九号）第十四条第三項及び独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第一百七十一号）第十三条第三項の規定による納付金</p> <p>へ 附属雑収入</p> <p>二 歳出</p> <p>イ 労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進事業費 ロ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金 ハ 独立行政法人福祉医療機構への出資金及び交付金</p>	<p>（歳入及び歳出） 第九十九条 労災勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ 徴収勘定からの繰入金 ロ 一般会計からの繰入金 ハ 積立金からの受入金 ニ 積立金から生ずる収入 ホ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第八十一号）第十三条第三項、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十六条第四項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第六十九号）第十四条第三項及び独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第一百七十一号）第十三条第三項の規定による納付金</p> <p>へ 附属雑収入</p> <p>二 歳出</p> <p>イ 労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進事業費 ロ 独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構への出資金、交付金及び施設の整備のための補助金 ハ 独立行政法人福祉医療機構への出資金及び交付金</p>

ニ 徴収勘定への繰入金

ホ 年金特別会計の厚生年金勘定への繰入金

ヘ 一時借入金の利子

ト 労災保険事業の業務取扱費（第三項第二号ニに掲げる業務取扱費を除く。）

チ 附属諸費

2・3 (略)

(労災勘定から年金特別会計の厚生年金勘定への繰入れ)

第百二条の二 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十九条に規定する労災保険事業の管掌者たる政府が負担する費用に相当する額は、労災勘定から年金特別会計の厚生年金勘定に繰り入れるものとする。

(積立金)

第百三条 (略)

2・4 (略)

5 労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び労働福祉事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに第百二条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

(目的)

第百八条 年金特別会計は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一

ニ 徴収勘定への繰入金

ホ 一時借入金の利子

ヘ 労災保険事業の業務取扱費（第三項第二号ニに掲げる業務取扱費を除く。）

ト 附属諸費

2・3 (略)

(積立金)

第百三条 (略)

2・4 (略)

5 労災勘定又は雇用勘定の積立金は、労災保険事業の保険給付費及び労働福祉事業費又は雇用保険事業の失業等給付費並びに前条第三項の規定による当該各勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するために必要がある場合には、予算で定める金額を限り、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

(目的)

第百八条 年金特別会計は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一

号)による国民年金事業(以下この節において「国民年金事業」という。)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による厚生年金保険事業(国民年金法の規定による拠出金の負担を含む。以下この節において「厚生年金保険事業」という。)、健康保険法(大正十一年法律第七十号)による健康保険及び船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による船員保険に関し政府が行う業務並びに児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。

(歳入及び歳出)

第百十一条 (略)

2 (略)

3 厚生年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ〜ハ (略)

ニ 労働保険特別会計の労災勘定からの繰入金

ホ 積立金からの受入金

ヘ 積立金から生ずる収入

ト 年金積立金管理運用独立行政法人からの納付金

チ 厚生年金保険法第八十五条の三の規定による厚生年金基金又は

企業年金連合会からの徴収金

リ 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第百十三条第

一項の規定による解散厚生年金基金等からの徴収金

ヌ 業務勘定からの繰入金

ル 附属雑収入

二 歳出

号)による国民年金事業(以下この節において「国民年金事業」という。)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による厚生年金保険事業(国民年金法の規定による拠出金の負担を含む。以下この節において「厚生年金保険事業」という。)、健康保険法(大正十一年法律第七十号)による健康保険に関し政府が行う業務及び児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。

(歳入及び歳出)

第百十一条 (略)

2 (略)

3 厚生年金勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ〜ハ (略)

ニ 積立金からの受入金

ホ 積立金から生ずる収入

ト 年金積立金管理運用独立行政法人からの納付金

チ 厚生年金保険法第八十五条の三の規定による厚生年金基金又は

企業年金連合会からの徴収金

リ 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第百十三条第

一項の規定による解散厚生年金基金等からの徴収金

ヌ 業務勘定からの繰入金

ル 附属雑収入

二 歳出

- イ、ホ (略)
- 4 (略)
- 5 健康勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
- 一 歳入
- イ 健康保険法第五十五条の規定による保険料(同法第三条第四項に規定する任意継続被保険者に係る保険料を除く。)
- ロ 船員保険法第十四条の規定による保険料(同法第二条第二項に規定する疾病任意継続被保険者に係る保険料を除く。)
- ハ 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第三条第五項の規定による納付金
- ニ 健康保険法の規定による拠出金
- ホ 附属雑収入
- 二 歳出
- イ、ニ (略)
- 6 (略)
- 7 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
- 一 歳入
- イ、ト (略)
- 二 歳出
- イ 国民年金事業、厚生年金保険事業並びに健康保険及び船員保険に関し政府が行う業務の業務取扱費並びに児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費
- ロ、ホ (略)
- (一般会計繰入対象経費)
- 第百十三条 (略)

- イ、ホ (略)
- 4 (略)
- 5 健康勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
- 一 歳入
- イ 健康保険法第五十五条の規定による保険料(任意継続被保険者に係る保険料を除く。)
- ロ 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第三条第五項の規定による納付金
- ニ 健康保険法の規定による拠出金
- ホ 附属雑収入
- 二 歳出
- イ、ニ (略)
- 6 (略)
- 7 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。
- 一 歳入
- イ、ト (略)
- 二 歳出
- イ 国民年金事業、厚生年金保険事業及び健康保険に関し政府が行う業務の業務取扱費並びに児童手当法第二十条第一項第一号の事業主からの拠出金の徴収に係る業務取扱費
- ロ、ホ (略)
- (一般会計繰入対象経費)
- 第百十三条 (略)

254 (略)

5 業務勘定における一般会計繰入対象経費は、国民年金法第八十五条第二項に規定する国民年金事業の事務の執行に要する費用、厚生年金保険法第八十条第二項に規定する厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用、健康保険法第五十一条に規定する健康保険事業の事務の執行に要する費用のうち健康保険に^レ関し政府が行う業務に係るもの及び船員保険法第十二条第二項に規定する船員保険事業の事務の執行に要する費用のうち船員保険に^レ関し政府が行う業務に係るもので国庫が負担するものとする。

(他の勘定への繰入れ)

第百十四条 (略)

256 (略)

7 健康保険及び船員保険に^レ関し政府が行う業務の業務取扱費に充てるために必要な額に相当する金額を、健康勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

8・9 (略)

(受入金等の過不足の調整)

第百二十条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一5六 (略)

七 毎会計年度労働保険特別会計の労災勘定から厚生年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度において昭和六十年国民年金等改正法附則第八十九条の規定により労災保険事業の管掌者たる政府が負担する費用に相当する金額に対して超過し、又は不足する場合

254 (略)

5 業務勘定における一般会計繰入対象経費は、国民年金法第八十五条第二項に規定する国民年金事業の事務の執行に要する費用、厚生年金保険法第八十条第二項に規定する厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用及び健康保険法第五十一条に規定する健康保険事業の事務の執行に要する費用のうち健康保険に^レ関し政府が行う業務に係るもので国庫が負担するものとする。

(他の勘定への繰入れ)

第百十四条 (略)

256 (略)

7 健康保険に^レ関し政府が行う業務の業務取扱費に充てるために必要な額に相当する金額を、健康勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

8・9 (略)

(受入金等の過不足の調整)

第百二十条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一5六 (略)

附則

第二十三条 削除

(厚生年金勘定の歳入及び歳出の特例)

- 第二十四条 当分の間、第一百一十一条第三項の規定によるほか、厚生年金保険法附則第十八条第一項の規定による拠出金並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。次項第二号において「平成八年厚生年金等改正法」という。）附則第十九条及び第二十条の規定による納付金は、厚生年金勘定の歳入とする。
- 2 第二百二十条第一項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

- 一 毎会計年度厚生年金保険法附則第十八条第一項の規定により同法第百条の三第一項に規定する年金保険者たる共済組合等から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度において同法附則第十八条第一項の規定による拠出金の金額に対して超過し、又は不足する場合

附則

(厚生年金勘定の歳入及び歳出の特例)

- 第二十三条 平成二十一年度の末日までの間、第一百一十一条第三項の規定によるほか、昭和六十年国民年金等改正法（第百十三条第一項に規定する昭和六十年国民年金等改正法をいう。次項並びに附則第二十六条及び第二十七条において同じ。）附則第八十九条の規定による船員保険特別会計からの繰入金は、厚生年金勘定の歳入とする。

- 2 第二百二十条第一項の規定は、毎会計年度船員保険特別会計から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度において昭和六十年国民年金等改正法附則第八十九条の規定により船員保険の管掌者たる政府が負担する費用に相当する金額に対して超過し、又は不足する場合について準用する。

- 第二十四条 当分の間、第一百一十一条第三項の規定によるほか、厚生年金保険法附則第十八条第一項の規定による拠出金並びに厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。次項第二号において「平成八年厚生年金等改正法」という。）附則第十九条及び第二十条の規定による納付金は、厚生年金勘定の歳入とする。
- 2 第二百二十条第一項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

- 一 毎会計年度厚生年金保険法附則第十八条第一項の規定により同法第百条の三第一項に規定する年金保険者たる共済組合等から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度において同法附則第十八条第一項の規定による拠出金の金額に対して超過し、又は不足する場合

二 毎会計年度平成八年厚生年金等改正法附則第二十条の規定により平成八年厚生年金等改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度において平成八年厚生年金等改正法附則第二十条の規定による納付金の金額に対して超過し、又は不足する場合

(一般会計から厚生年金勘定への繰入れの特例)

第二十六条 第六条の規定にかかわらず、附則第六十六条第五号の規定による廃止前の厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号。以下この条から附則第三十四条までにおいて「旧厚生保険特別会計法」という。）第十八条ノ十一第一項の措置により将来にわたる厚生年金保険事業（第百八条に規定する厚生年金保険事業をいう。次条及び附則第三十五条において同じ。）の財政の安定が損なわれることのないよう、国の財政状況を勘案しつつ、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの間における各年度に係る昭和六十年国民年金等改正法（第百十三条第一項に規定する昭和六十年国民年金等改正法をいう。次条において同じ。）附則第七十九条の規定による国庫負担金の額と同項の規定による繰入金との差額に相当する額及び同項の規定による国庫負担金の繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に旧厚生保険特別会計法に基づく厚生保険特別会計の年金勘定（次条において「旧年金勘定」という。）及び厚生年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を、一般会計から同勘定に繰り入れなければならない。

第二十八条の二 当分の間、第六条の規定にかかわらず、船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三号）附則第三条の規定

二 毎会計年度平成八年厚生年金等改正法附則第二十条の規定により平成八年厚生年金等改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合から厚生年金勘定に受け入れた金額が、当該年度において平成八年厚生年金等改正法附則第二十条の規定による納付金の金額に対して超過し、又は不足する場合

(一般会計から厚生年金勘定への繰入れの特例)

第二十六条 第六条の規定にかかわらず、附則第六十六条第五号の規定による廃止前の厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号。以下この条から附則第三十四条までにおいて「旧厚生保険特別会計法」という。）第十八条ノ十一第一項の措置により将来にわたる厚生年金保険事業（第百八条に規定する厚生年金保険事業をいう。次条及び附則第三十五条において同じ。）の財政の安定が損なわれることのないよう、国の財政状況を勘案しつつ、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの間における各年度に係る昭和六十年国民年金等改正法附則第七十九条の規定による国庫負担金の額と同項の規定による繰入金との差額に相当する額及び同項の規定による国庫負担金の繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に旧厚生保険特別会計法に基づく厚生保険特別会計の年金勘定（次条において「旧年金勘定」という。）及び厚生年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を、一般会計から同勘定に繰り入れなければならない。

によりなお従前の例によることとされる国庫の負担すべき費用に相当する額は、一般会計から厚生年金勘定に繰り入れるものとする。この場合における第二百二十条第二項第二号の規定の適用については、同号中「及び昭和六十年国民年金等改正法」とあるのは、「昭和六十年国民年金等改正法」と、「の規定による」とあるのは「及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三十三号）附則第三条の規定による」とする。

（年金特別会計における特別障害給付金の支給に関する経理）

第二十九条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）による特別障害給付金の支給に関する政府の経理は、当分の間、第百八条の規定にかかわらず、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百十一条第四項第二号及び第七項第二号イ、第百十三条第三項及び第五項並びに第二百二十条第二項第三号の規定の適用については、第百十一条第四項第二号中

「ロ 特別障害給付金給付費

「ロ 附属諸費」とあるのは と、同条

ハ 附属諸費

第七項第二号イ中「行う業務」とあるのは「行う業務並びに特別障害給付金」と、第百十三条第三項中「費用」とあるのは「費用及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第五項及び第百二十条第二項第三号において「特別障害給付金法」という。）第十九条第一項に規定する特別障害給付金の支給に要する費用」と、同条第五項中「及び船員保険法」とあるのは「船員保険法」と、「船員保険に関し政府が行う業務に係るもの」とあるのは「船員保険に関し政府が行う業務に係るもの及び特別障害給

（年金特別会計における特別障害給付金の支給に関する経理）

第二十九条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）による特別障害給付金の支給に関する政府の経理は、当分の間、第百八条の規定にかかわらず、年金特別会計において行うものとする。この場合における第百十一条第四項第二号及び第七項第二号イ、第百十三条第三項及び第五項並びに第二百二十条第二項第三号の規定の適用については、第百十一条第四項第二号中

「ロ 特別障害給付金給付費

「ロ 附属諸費」とあるのは と、同条

ハ 附属諸費

第七項第二号イ中「及び健康保険に関し政府が行う業務」とあるのは「健康保険に関し政府が行う業務及び特別障害給付金」と、第百十三条第三項中「費用」とあるのは「費用及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第五項及び第百二十条第二項第三号において「特別障害給付金法」という。）第十九条第一項に規定する特別障害給付金の支給に要する費用」と、同条第五項中「及び健康保険法第百五十一条に規定する健康保険事業の事務の執行に要する費用のうち健康保険に関し政府が行う業務

付金法第十九条第二項の規定に基づく特別障害給付金に関する事務の執行に要する費用」と、第二百二十条第二項第三号中「附則第三十四条第一項第九号」とあるのは「附則第三十四条第一項第九号又は特別障害給付金法第十九条第一項」とする。

(年金特別会計における特別保健福祉事業に関する経理)

第三十二条 (略)

2 前項の特別保健福祉事業（以下この条から附則第三十八条までにおいて「特別事業」という。）とは、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を目的として国民の高齢期における健康の保持及び適切な医療の確保を図るため、特別保健福祉事業資金の運用による利益金を財源として行う次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、健康保険事業の保健事業、福祉事業その他の事業に係る財政上の措置であつて政令で定めるもの

3・4 (略)

に係るもの」とあるのは「健康保険法第五十一条に規定する健康保険事業の事務の執行に要する費用のうち健康保険に關し政府が行う業務に係るもの及び特別障害給付金法第十九条第二項の規定に基づく特別障害給付金に関する事務の執行に要する費用」と、第二百二十条第二項第三号中「附則第三十四条第一項第九号」とあるのは「附則第三十四条第一項第九号又は特別障害給付金法第十九条第一項」とする。

(年金特別会計における特別保健福祉事業に関する経理)

第三十二条 (略)

2 前項の特別保健福祉事業（以下この条から附則第三十八条までにおいて「特別事業」という。）とは、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を目的として国民の高齢期における健康の保持及び適切な医療の確保を図るため、特別保健福祉事業資金の運用による利益金を財源として行う次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による船員保険事業（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護保険法の規定による納付金の納付を含む。以下同じ。）の管掌者たる政府が納付する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の一部に充てるため並びに船員保険事業の福祉事業費のうち政令で定めるものに充てるために行う船員保険特別会計への繰入れ

三 前二号に掲げるもののほか、健康保険事業の保健事業、福祉事業その他の事業に係る財政上の措置であつて政令で定めるもの

3・4 (略)

第三十八条 削除

(年金特別会計において特別事業に関する経理を行う場合における船員保険特別会計の歳入の特例)

第三十八条 附則第三十二条第一項の規定により特別事業に関する経理を年金特別会計において行う場合における附則第九十三条第一号の規定の適用については、同号中「ホ 附属雑収入」とあるのは、

「ホ 年金特別会計の業務勘定からの繰入金

とする。

へ 附属雑収入

ー

◎炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）（平成十九年四月施行）
 （附則第四百十条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（労働者災害補償保険法との関係） 第十条 前条の規定による診察等の措置は、労働者災害補償保険法第二十九條第一項の社会復帰促進等事業とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（労働者災害補償保険法との関係） 第十条 前条の規定による診察等の措置は、労働者災害補償保険法第二十九條第一項の労働福祉事業とする。</p> <p>2 （略）</p>

◎消費税法（昭和六十三年法律第八号）（平成十九年四月施行）
 （附則第四百十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第六条関係） 一～五（略） 六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。） イ～ニ（略） ホ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定に基づく療養の給付及び療養の費用の支給に係る療養並びに同法の規定による社会復帰促進等事業として行われる医療の措置及び医療に要する費用の支給に係る医療 ヘ～ト（略） 七～十三（略）</p>	<p>別表第一（第六条関係） 一～五（略） 六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。） イ～ニ（略） ホ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定に基づく療養の給付及び療養の費用の支給に係る療養並びに同法の規定による労働福祉事業として行われる医療の措置及び医療に要する費用の支給に係る医療 ヘ～ト（略） 七～十三（略）</p>

◎独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第百八十一号）（平成十九年四月施行）
 （附則第四百十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（区分経理）</p> <p>第十二条 研究所は、前条に規定する業務のうち労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第一項の社会復帰促進等事業として行われるものに係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。</p>	<p>（区分経理）</p> <p>第十二条 研究所は、前条に規定する業務のうち労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第一項の労働福祉事業として行われるものに係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。</p>